



三重県公報

平成23年7月5日(火)

第 2305 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題名) | (担当) | (頁) |
|------|------|------|-----|
|------|------|------|-----|

告 示

| | | | |
|-----|--|---------|----|
| 434 | 防災危機管理部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (地震対策室) | 2 |
| 435 | 生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定 | (社会福祉室) | 2 |
| 436 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 5 |
| 437 | 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出 | (同) | 5 |
| 438 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定 | (同) | 6 |
| 439 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出 | (同) | 9 |
| 440 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出 | (同) | 9 |
| 441 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | (长寿社会室) | 10 |
| 442 | 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出 | (同) | 11 |
| 443 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | (同) | 11 |
| 444 | 障害者自立支援法の規定による指定障害福祉サービス事業者からの変更の届出 | (障害福祉室) | 12 |
| 445 | 漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定 | (水産経営室) | 12 |
| 446 | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (商工振興室) | 13 |

公 告

| | | |
|--------------------------------------|---------------|----|
| 平成23年度行政書士試験の実施 | (法務・文書室) | 14 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧 | (男女共同参画・NPO室) | 15 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証を行った旨 | (同) | 16 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧 | (同) | 16 |
| 同伴 | (同) | 17 |
| 同伴 | (同) | 17 |
| 建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧 | (建築開発室) | 18 |

特 定 調 達 公 告

| | | |
|------------|---------|----|
| 一般競争入札を行う旨 | (防災対策室) | 18 |
| 同伴 | (教育委員会) | 30 |
| 同伴 | (同) | 32 |

告 示

三重県告示第 434 号

防災危機管理部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

防災危機管理部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

防災危機管理部関係補助金等交付要綱（平成 16 年三重県告示第 266 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表第 7 号の項（C）の欄を次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費

- (1) 避難対策推進事業
- (2) 強震動対策推進事業
- (3) 孤立化防止対策推進事業
- (4) 避難所緊急整備推進事業

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の防災危機管理部関係補助金等交付要綱の規定は、平成 23 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 435 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 指定介護機関の 名 称 | 所在地 | 申請（開設）者名 | 申請（開設）者の主 たる事務所の所在地 | 指 定 年 月 日 | 事業（サー ビス）の種類 |
|-----------------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------------|---------------------|-----------------|
| 介護事業所 海の 家 | 北牟婁郡紀北町紀 伊長島区三浦 205-1 | 合同会社 誠心 | 北牟婁郡紀北町紀伊 長島区島原 2972 番地 3 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 訪問介護 くまの ん | 熊野市大泊町 688 の 1 | 合同会社くまのん | 和歌山県新宮市井の 沢 5 番 18 号 | 平成 22 年 10 月 1 日 | 訪問介護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問看護 |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問看護 |
| みえ医療福祉生活 協同組合 伊賀町 診療所 | 桑名市伊賀町 55-2 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問看護 |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問看護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問リハビリ テーション |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問リハビリ テーション |
| なごみの里 訪問 リハビリテーション事業所 | 多気郡多気町古江 字東山 1512-1 | 医療法人 碧会 | 津市乙部 5 番 3 号 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問リハビリ テーション |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 訪問リハビリ テーション |
| 上野センター薬局 | 伊賀市四十九町 831-4 | 伊賀地区医薬分業 推進事業協同組合 | 伊賀市四十九町 831-4 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |

| | | | | | |
|-----------------------------|--------------------------|-------------------------------|---------------------------------|---------------------|------------------|
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| なの花薬局 東庄 内店 | 鈴鹿市東庄内町池 代 3886 | 株式会社シー・アー ル・メディカル | 松阪市南町 205-18 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| ハック ドラッグ松 阪まえのへた薬局 | 松阪市駅部田町 1620-1 | 株式会社 C F S コ ーポレーション | 静岡県三島市広小路 町 13 番 4 号 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| みえ医療福祉生活 協同組合 伊賀町 診療所 | 桑名市伊賀町 55-2 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市 小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| 有限会社 大木薬 局鵜方店 | 志摩市阿児町鵜方 3016-24 | 有限会社大木薬局 | 志摩市浜島町浜島 1780 番地 14 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| センター薬局済生 会病院前店 | 松阪市朝日町 1 区 10-27 | 社団法人松阪地区 薬剤師会 | 松阪市殿町 1580-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| センター薬局中央 病院前店 | 松阪市川井町字小 望 185-2 | 社団法人松阪地区 薬剤師会 | 松阪市殿町 1580-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅療養管 理指導 |
| デイサービスきら めき | 鈴鹿市地子町字金 生水 620 番地 1 | 社会福祉法人 天 年会 | 鈴鹿市地子町字金生 水 814 番地 30 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 通所介護 |
| リハビリデイサー 비스 いっぽ | 桑名郡木曽岬町小 林 67-1 | 合同会社 いっぽ | 桑名郡木曽岬町小林 67-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 通所介護 |
| 通所介護事業所 すこやか | 四日市市生桑町 79-1 | 株式会社 有隣会 | 四日市市生桑町 48-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 通所介護 |
| デイサービスセン ター「大安にじ」 | いなべ市大安町大 井田字北代 336-1 | 株式会社 T N G M | 四日市市三滝台 4 丁 目 1-22 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 通所介護 |
| デイサービスアス ター | 桑名市大字嘉例川 字村西 12 番地 1 | スリーエム株式会 社 | 桑名市大字嘉例川字 村西 12 番 1 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 通所介護 |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 通所リハビリ テーション |
| ショートステイ 第3はなの里 | 名張市西田原 2100 番地 | 社会福祉法人こも はら福祉会 | 名張市西田原 2000 番 地 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 短期入所 生 活介護 |
| 介護老人保健施設 老健クローバー | 四日市市小古曽町 2728 番地 1 | 医療法人正和会 | 四日市市小古曽町 2717 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 短期入所 療 養介護 |
| 小規模多機能 ふ るさと楓の家 | 伊勢市楠部町 510-93 | 特定非営利活動法 人まみいはんぶ | 伊勢市勢田町 608-137 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 小規模多機能 型居宅介護 |
| 小規模多機能ホー ム 森伸 宮川 | 伊勢市佐八町 2027-4 | 株式会社 森伸 | 伊勢市上野町 3385 番 地 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 小規模多機能 型居宅介護 |
| 小規模多機能型居 宅介護 とちのき 村 | 多気郡大台町上真 手 405 番地 | 株式会社 W O O D V I L L A G E | 多気郡大台町上真手 405 番地 | 平成 23 年 5 月 4 日 | 小規模多機能 型居宅介護 |
| グループホーム と ちのき村 | 多気郡大台町上真 手 405 番地 | 株式会社 W O O D V I L L A G E | 多気郡大台町上真手 405 番地 | 平成 23 年 5 月 4 日 | 認知症対応型 共同生活介護 |
| グループホームつば め | 三重郡川越町高松 185-1 | 有限会社安寿会 | 四日市市下之宮町 329 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 認知症対応型 共同生活介護 |
| 介護事業所 海の 家 | 北牟婁郡紀北町紀 伊長島区三浦 205-1 | 合同会社 誠心 | 北牟婁郡紀北町紀伊 長島区島原 2972 番地 3 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問 介護 |
| 指定訪問介護事業 所ハートヒルかわ げ | 津市河芸町浜田 860 番地 | 社会福祉法人 ア イ・ティ・オー・福祉 会 | 津市河芸町浜田 860 番地 | 平成 23 年 3 月 1 日 | 介護予防訪問 介護 |
| 鈴鹿聖十字の家 | 鈴鹿市木田町 1961 番地 | 社会福祉法人 鈴鹿 聖十字会 | 三重郡菰野町宿野 1433 番地の 74 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 介護 |
| 訪問介護 くまの ん | 熊野市大泊町 688 の 1 | 合同会社くまのん | 和歌山県新宮市井の 沢 5 番 18 号 | 平成 22 年 10 月 1 日 | 介護予防訪 問介護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪 問看護 |

| | | | | | |
|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------|-----------------|
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| みえ医療福祉生活 協同組合 伊賀町 診療所 | 桑名市伊賀町 55-2 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| なごみの里 訪問 リハビリテーション事業所 | 多気郡多気町古江 字東山 1512-1 | 医療法人 碧会 | 津市乙部 5 番 3 号 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 上野センター薬局 | 伊賀市四十九町 831-4 | 伊賀地区医薬分業 推進事業協同組合 | 伊賀市四十九町 831-4 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| なの花薬局 東庄 内店 | 鈴鹿市東庄内町池 代 3886 | 株式会社シー・アル・メディカル | 松阪市南町 205-18 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| ハックドラッグ松 阪まえのへた薬局 | 松阪市駅部田町 1620-1 | 株式会社 C F S コ ーポレーション | 静岡県三島市広小路 町 13 番 4 号 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| みえ医療福祉生活 協同組合 伊賀町 診療所 | 桑名市伊賀町 55-2 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 有限会社 大木薬 局鵜方店 | 志摩市阿児町鵜方 3016-24 | 有限会社大木薬局 | 志摩市浜島町浜島 1780 番地 14 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| センター薬局済生 会病院前店 | 松阪市朝日町 1 区 10-27 | 社団法人松阪地区 薬剤師会 | 松阪市殿町 1580-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| センター薬局中央 病院前店 | 松阪市川井町字小 望 185-2 | 社団法人松阪地区 薬剤師会 | 松阪市殿町 1580-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| デイサービスきら めき | 鈴鹿市地子町字金 生水 620 番地 1 | 社会福祉法人 天 年会 | 鈴鹿市地子町字金生 水 814 番地 30 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防通所介護 |
| リハビリディイサー ビス いっぽ | 桑名郡木曽岬町小 林 67-1 | 合同会社 いっぽ | 桑名郡木曽岬町小林 67-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防通所介護 |
| 通所介護事業所 すこやか | 四日市市生桑町 79-1 | 株式会社 有隣会 | 四日市市生桑町 48-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防通所介護 |
| デイサービスセン ター「大安にじ」 | いなべ市大安町大 井田字北代 336-1 | 株式会社 T N G M | 四日市市三滝台 4 丁 目 1-22 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防通所介護 |
| デイサービスアス ター | 桑名市大字嘉例川 字村西 12 番地 1 | スリーエム株式会 社 | 桑名市大字嘉例川字 村西 12 番 1 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防通所介護 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------------|
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防通所 リハビリテー ション |
| ショートステイ 第3はなの里 | 名張市西田原 2100 番地 | 社会福祉法人こも はら福祉会 | 名張市西田原 2000 番 地 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防短期 入所生活介護 |
| 特別養護老人ホー ム 鈴鹿聖十字の 家 | 鈴鹿市木田町 1961 番地 | 社会福祉法人鈴鹿 聖十字会 | 三重郡菰野町宿野 1433 番地の 74 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防短期 入所生活介護 |
| 介護老人保健施設 老健クローバー | 四日市市小古曽町 2728 番地 1 | 医療法人正和会 | 四日市市小古曽町 2717 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防短期 入所療養介護 |
| 小規模多機能 ふ るさと楓の家 | 伊勢市楠部町 510-93 | 特定非営利活動法 人まみいはんど | 伊勢市勢田町 608-137 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防小規 模多機能型居 宅介護 |
| 小規模多機能ホー ム 森伸 宮川 | 伊勢市佐八町 2027-4 | 株式会社 森伸 | 伊勢市上野町 3385 番 地 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防小規 模多機能型居 宅介護 |
| 小規模多機能型居 宅介護 どちのき 村 | 多気郡大台町上真 手 405 番地 | 株式会社 WOOD VILLAGE | 多気郡大台町上真手 405 番地 | 平成 23 年 5 月 4 日 | 介護予防小規 模多機能型居 宅介護 |
| グループホーム と ちのき村 | 多気郡大台町上真 手 405 番地 | 株式会社 WOOD VILLAGE | 多気郡大台町上真手 405 番地 | 平成 23 年 5 月 4 日 | 介護予防認知 症対応型共同 生活介護 |
| 介護老人保健施設 老健クローバー | 四日市市小古曽町 2728 番地 1 | 医療法人正和会 | 四日市市小古曽町 2717 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護老人保健 施設 |
| 居宅介護支援事業 所 陽だまりサボ ート北勢 | 四日市市楠町小倉 764-1 | 特定非営利活動法 人 日本ライフ協 会 | 津市栄町 2 丁目 390 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| ケアマネ処のんび り | 名張市新田字出山 1233 番 3 | 合同会社のんびり | 名張市新田字出山 1233 番 3 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| 居宅介護支援事業 所らくらく | 鈴鹿市三日市 1-19-27 | 株式会社 らくら く | 鈴鹿市平田 1-3-21 | 平成 23 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| 居宅介護支援事業 所つばさ | 四日市市篠川 3 丁 目 7-1 | 有限会社ライフサ ービス翔 | 四日市市篠川 3 丁目 7-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |

三重県告示第 436 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

| 指定介護機関の 名 称 | 申請（開設）者名 | 事業（サービ ス）の種類 | 変更 事項 | 変更内容 | | 変 更 年 月 日 |
|-------------------------------|---------------------------|-----------------|----------|--------------------------------------|---|-----------------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 紀宝町地域包括 支援センター | 紀宝町 | 地域包括支援 センター | 所在地 | 南牟婁郡紀宝町鶴 殿 324 番地 | 南牟婁郡紀宝町神 内 277 番地 2 | 平成 20 年 10 月 6 日 |
| 社団法人伊勢地 区医師会 居宅 介護支援事業所 | 社団法人伊勢地 区医師会 | 居宅介護支援 事業 | 所在地 | 伊勢市勢田町 613 番地の 12 | 伊勢市勢田町 628 番地の 10 | 平成 22 年 5 月 10 日 |
| ナースカンパニ ー居宅介護支援 事業所 | 特定非営利活動 法人ナースカン パニー | 居宅介護支援 事業 | 所在地 | 四日市市楠町小倉 405-1 ユーレジ デンス'91 1-E | 四日市市楠町小倉 763 番地 1 プレ ステージ四日市楠 館センター内 | 平成 22 年 5 月 12 日 |

三重県告示第 437 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 指定介護機関の名 称 | 所在地 | 申請(開設)者名 | 申請(開設)者の主たる事務所の所在地 | 事業(サービス)の種類 | 廃止年月日 |
|------------------------|-----------------|--------------|--------------------|-----------------|------------|
| 多機能ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見1705番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 通所介護 | 平成23年6月30日 |
| 多機能ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見1705番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防通所介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模特別養護老人ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見1693番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 短期入所生活介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模特別養護老人ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見1693番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模多機能型居宅介護支援事業所さくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 小規模多機能型居宅介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模多機能型居宅介護支援事業所さくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成23年6月30日 |
| 認知症対応型デイサービス さくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 認知症対応型通所介護 | 平成23年6月30日 |
| 認知症対応型デイサービス さくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 平成23年6月30日 |

三重県告示第438号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

平成23年7月5日

三重県知事 鈴木英敬

| 指定介護機関の名 称 | 所在地 | 申請(開設)者名 | 申請(開設)者の主たる事務所の所在地 | 指定期 年月日 | 事業(サービス)の種類 |
|----------------------|---------------------|--------------|-----------------------|------------|-------------|
| 介護事業所 海の家 | 北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦205-1 | 合同会社 誠心 | 北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原2972番地3 | 平成23年6月1日 | 訪問介護 |
| 訪問介護 くまのん | 熊野市大泊町688の1 | 合同会社くまのん | 和歌山県新宮市井の沢5番18号 | 平成22年10月1日 | 訪問介護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口4-2-13 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年4月1日 | 訪問看護 |
| みえ医療福祉生協いくわ診療所 | 四日市市生桑町1455 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年4月1日 | 訪問看護 |
| みえ医療福祉生活協同組合 伊賀町診療所 | 桑名市伊賀町55-2 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年4月1日 | 訪問看護 |
| みえ医療福祉生協生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町30-15 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年4月1日 | 訪問看護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口4-2-13 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年4月1日 | 訪問リハビリテーション |
| みえ医療福祉生協いくわ診療所 | 四日市市生桑町1455 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年4月1日 | 訪問リハビリテーション |
| なごみの里 訪問リハビリテーション事業所 | 多気郡多気町古江字東山1512-1 | 医療法人 碧会 | 津市乙部5番3号 | 平成23年4月1日 | 訪問リハビリテーション |

| | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|-------------------------------|---------------|------------------|
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年 4月1日 | 訪問リハビリ テーション |
| 上野センター薬局 | 伊賀市四十九町 831-4 | 伊賀地区医薬分業 推進事業協同組合 | 伊賀市四十九町831-4 | 平成23年 6月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口4-2-13 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年 4月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年 4月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| なの花薬局 東庄 内店 | 鈴鹿市東庄内町池 代3886 | 株式会社シー・アー ル・メディカル | 松阪市南町205-18 | 平成23年 4月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| ハックドラッグ松 阪まえのへた薬局 | 松阪市駅部田町 1620-1 | 株式会社CFSコ ーポレーション | 静岡県三島市広小路 町13番4号 | 平成23年 6月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| みえ医療福祉生活 協同組合 伊賀町 診療所 | 桑名市伊賀町55-2 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年 4月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| みえ医療福祉生協 生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年 4月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| 有限会社 大木薬 局鵜方店 | 志摩市阿児町鵜方 3016-24 | 有限会社大木薬局 | 志摩市浜島町浜島 1780番地14 | 平成23年 6月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| センター薬局済生 会病院前店 | 松阪市朝日町1区 10-27 | 社団法人松阪地区 薬剤師会 | 松阪市殿町1580-1 | 平成23年 5月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| センター薬局中央 病院前店 | 松阪市川井町字小 望185-2 | 社団法人松阪地区 薬剤師会 | 松阪市殿町1580-1 | 平成23年 5月1日 | 居宅療養管 理指導 |
| デイサービスきら めき | 鈴鹿市地子町字金 生水620番地1 | 社会福祉法人 天 年会 | 鈴鹿市地子町字金生 水814番地30 | 平成23年 4月1日 | 通所介護 |
| リハビリデイサー ビス いっぽ | 桑名郡木曽岬町小 林67-1 | 合同会社 いっぽ | 桑名郡木曽岬町小林 67-1 | 平成23年 5月1日 | 通所介護 |
| 通所介護事業所 すこやか | 四日市市生桑町 79-1 | 株式会社 有隣会 | 四日市市生桑町48-1 | 平成23年 5月1日 | 通所介護 |
| デイサービスセン ター「大安にじ」 | いなべ市大安町大 井田字北代336-1 | 株式会社TNGM | 四日市市三滝台4丁 目1-22 | 平成23年 4月1日 | 通所介護 |
| デイサービスアス ター | 桑名市大字嘉例川 字村西12番地1 | スリーエム株式会 社 | 桑名市大字嘉例川字 村西12番1 | 平成23年 6月1日 | 通所介護 |
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興1535-34 | 平成23年 4月1日 | 通所リハビリ テーション |
| ショートステイ 第3はなの里 | 名張市西田原2100 番地 | 社会福祉法人こも はら福祉会 | 名張市西田原2000番 地 | 平成23年 5月1日 | 短期入所生 活介護 |
| 介護老人保健施設 老健クローバー | 四日市市小古曾町 2728番地1 | 医療法人正和会 | 四日市市小古曾町 2717番地1 | 平成23年 5月1日 | 短期入所療 養介護 |
| 小規模多機能 ふ るさと楓の家 | 伊勢市楠部町 510-93 | 特定非営利活動法 人まみいはんど | 伊勢市勢田町608-137 | 平成23年 4月1日 | 小規模多機能 型居宅介護 |
| 小規模多機能ホー ム 森伸 宮川 | 伊勢市佐八町 2027-4 | 株式会社 森伸 | 伊勢市上野町3385番 地 | 平成23年 4月1日 | 小規模多機能 型居宅介護 |
| 小規模多機能型居 宅介護 とちのき 村 | 多気郡大台町上真 手405番地 | 株式会社WOOD VILLAGE | 多気郡大台町上真手 405番地 | 平成23年 5月4日 | 小規模多機能 型居宅介護 |
| グループホーム と ちのき村 | 多気郡大台町上真 手405番地 | 株式会社WOOD VILLAGE | 多気郡大台町上真手 405番地 | 平成23年 5月4日 | 認知症対応型 共同生活介護 |
| グループホームつば め | 三重郡川越町高松 185-1 | 有限会社安寿会 | 四日市市下之宮町 329番地1 | 平成23年 5月1日 | 認知症対応型 共同生活介護 |
| 介護事業所 海の 家 | 北牟婁郡紀北町紀 伊長島区三浦 205-1 | 合同会社 誠心 | 北牟婁郡紀北町紀伊 長島区島原2972番地 3 | 平成23年 6月1日 | 介護予防訪問 介護 |
| 指定訪問介護事業 所ハートヒルかわ げ | 津市河芸町浜田 860番地 | 社会福祉法人アイ・ティ・オー福祉 会 | 津市河芸町浜田860 番地 | 平成23年 3月1日 | 介護予防訪問 介護 |

| | | | | | |
|----------------------|---------------------|-------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 鈴鹿聖十字の家 | 鈴鹿市木田町 1961番地 | 社会福祉法人鈴鹿聖十字会 | 三重郡菰野町宿野1433番地の74 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 介護 |
| 訪問介護くまのん | 熊野市大泊町 688の1 | 合同会社くまのん | 和歌山県新宮市井の沢5番18号 | 平成 22 年 10 月 1 日 | 介護予防訪問 介護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 看護 |
| みえ医療福祉生協いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 看護 |
| みえ医療福祉生活協同組合伊賀町診療所 | 桑名市伊賀町 55-2 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 看護 |
| みえ医療福祉生協生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 看護 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 リハビリテーション |
| みえ医療福祉生協いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 リハビリテーション |
| なごみの里 訪問リハビリテーション事業所 | 多気郡多気町古江字東山 1512-1 | 医療法人碧会 | 津市乙部 5 番 3 号 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 リハビリテーション |
| みえ医療福祉生協生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問 リハビリテーション |
| 上野センター薬局 | 伊賀市四十九町 831-4 | 伊賀地区医基分業推進事業協同組合 | 伊賀市四十九町 831-4 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 伊勢民主診療所 | 伊勢市浦口 4-2-13 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| みえ医療福祉生協いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| なの花薬局 東庄内店 | 鈴鹿市東庄内町池代 3886 | 株式会社シー・アル・メディカル | 松阪市南町 205-18 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| ハックドラッグ松阪まえのへた薬局 | 松阪市駅部田町 1620-1 | 株式会社 CFS コーポレーション | 静岡県三島市広小路町 13 番 4 号 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| みえ医療福祉生活協同組合伊賀町診療所 | 桑名市伊賀町 55-2 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| みえ医療福祉生協生協おわせ診療所 | 尾鷲市小川東町 30-15 | みえ医療福祉生活協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| 有限会社 大木薬局鵜方店 | 志摩市阿児町鵜方 3016-24 | 有限会社大木薬局 | 志摩市浜島町浜島 1780 番地 14 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| センター薬局済生会病院前店 | 松阪市朝日町 1 区 10-27 | 社団法人松阪地区薬剤師会 | 松阪市殿町 1580-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| センター薬局中央病院前店 | 松阪市川井町字小望 185-2 | 社団法人松阪地区薬剤師会 | 松阪市殿町 1580-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防居宅療養管理指導 |
| デイサービスきらめき | 鈴鹿市地子町字金生水 620 番地 1 | 社会福祉法人 天年会 | 鈴鹿市地子町字金生水 814 番地 30 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |
| リハビリディエイサー ビス いっぽ | 桑名郡木曽岬町小林 67-1 | 合同会社 いっぽ | 桑名郡木曽岬町小林 67-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |
| 通所介護事業所すこやか | 四日市市生桑町 79-1 | 株式会社 有隣会 | 四日市市生桑町 48-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |
| デイサービスセンター「大安にじ」 | いなべ市大安町大井田字北代 336-1 | 株式会社 T N G M | 四日市市三滝台 4 丁目 1-22 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |
| デイサービススター | 桑名市大字嘉例川字村西 12 番地 1 | スリーエム株式会社 | 桑名市大字嘉例川字村西 12 番 1 | 平成 23 年 6 月 1 日 | 介護予防通所 介護 |

| | | | | | |
|------------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------------------|--------------------|--------------------------|
| みえ医療福祉生協 いくわ診療所 | 四日市市生桑町 1455 | みえ医療福祉生活 協同組合 | 津市柳山津興 1535-34 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防通所 リハビリテー ション |
| ショートステイ 第3はなの里 | 名張市西田原 2100 番地 | 社会福祉法人こも はら福祉会 | 名張市西田原 2000 番 地 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防短期 入所生活介護 |
| 特別養護老人ホー ム 鈴鹿聖十字の 家 | 鈴鹿市木田町 1961 番地 | 社会福祉法人鈴鹿 聖十字会 | 三重郡菰野町宿野 1433 番地の 74 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防短期 入所生活介護 |
| 介護老人保健施設 老健クローバー | 四日市市小古曽町 2728 番地 1 | 医療法人正和会 | 四日市市小古曽町 2717 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護予防短期 入所療養介護 |
| 小規模多機能 ふ るさと楓の家 | 伊勢市楠部町 510-93 | 特定非営利活動法 人まみいはんど | 伊勢市勢田町 608-137 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防小規 模多機能型居 宅介護 |
| 小規模多機能ホー ム 森伸 宮川 | 伊勢市佐八町 2027-4 | 株式会社 森伸 | 伊勢市上野町 3385 番 地 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防小規 模多機能型居 宅介護 |
| 小規模多機能型居 宅介護 どちのき 村 | 多気郡大台町上真 手 405 番地 | 株式会社 WOOD VILLAGE | 多気郡大台町上真手 405 番地 | 平成 23 年 5 月 4 日 | 介護予防小規 模多機能型居 宅介護 |
| グループホーム どちのき村 | 多気郡大台町上真 手 405 番地 | 株式会社 WOOD VILLAGE | 多気郡大台町上真手 405 番地 | 平成 23 年 5 月 4 日 | 介護予防認知 症対応型共同 生活介護 |
| 介護老人保健施設 老健クローバー | 四日市市小古曽町 2728 番地 1 | 医療法人正和会 | 四日市市小古曽町 2717 番地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 介護老人保健 施設 |
| 居宅介護支援事業 所 陽だまりサボ ート北勢 | 四日市市楠町小倉 764-1 | 特定非営利活動法 人 日本ライフ協 会 | 津市栄町 2 丁目 390 番 地 1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| ケアマネ処のんび り | 名張市新田字出山 1233 番 3 | 合同会社のんびり | 名張市新田字出山 1233 番 3 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| 居宅介護支援事業 所らくらく | 鈴鹿市三日市 1-19-27 | 株式会社 らくら く | 鈴鹿市平田 1-3-21 | 平成 23 年 7 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |
| 居宅介護支援事業 所つばさ | 四日市市笛川 3 丁 目 7-1 | 有限会社ライフサ ービス翔 | 四日市市笛川 3 丁目 7-1 | 平成 23 年 5 月 1 日 | 居宅介護支援 事業 |

三重県告示第 439 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 指定介護機関の 名 称 | 申請（開設）者名 | 事業（サービ ス）の種類 | 変更 事項 | 変更内容 | | 変 更 年 月 日 |
|-------------------------------|---------------------------|-----------------|----------|--------------------------------------|---|-----------------------|
| | | | | 新 | 旧 | |
| 紀宝町地域包括 支援センター | 紀宝町 | 地域包括支援 センター | 所在地 | 南牟婁郡紀宝町鶴 殿 324 番地 | 南牟婁郡紀宝町神 内 277 番地 2 | 平成 20 年 10 月 6 日 |
| 社団法人伊勢地 区医師会 居宅 介護支援事業所 | 社団法人伊勢地 区医師会 | 居宅介護支援 事業 | 所在地 | 伊勢市勢田町 613 番地の 12 | 伊勢市勢田町 628 番地の 10 | 平成 22 年 5 月 10 日 |
| ナースカンパニ ー居宅介護支援 事業所 | 特定非営利活動 法人ナースカン パニー | 居宅介護支援 事業 | 所在地 | 四日市市楠町小倉 405-1 ユーレジ デンス'91 1-E | 四日市市楠町小倉 763 番地 1 プレス テージ四日市楠館 センター内 | 平成 22 年 5 月 12 日 |

三重県告示第 440 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において

準用する場合を含む。) の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 指定介護機関の名称 | 所在地 | 申請(開設)者名 | 申請(開設)者の主たる事務所の所在地 | 事業(サービス)の種類 | 廃止年月日 |
|------------------------|-----------------|--------------|--------------------|-----------------|------------|
| 多機能ホームさくら橋 | 松阪市飯南町粥見1705番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 通所介護 | 平成23年6月30日 |
| 多機能ホームさくら橋 | 松阪市飯南町粥見1705番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防通所介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模特別養護老人ホームさくら橋 | 松阪市飯南町粥見1693番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 短期入所生活介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模特別養護老人ホームさくら橋 | 松阪市飯南町粥見1693番地1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模多機能型居宅介護支援事業所さくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 小規模多機能型居宅介護 | 平成23年6月30日 |
| 小規模多機能型居宅介護支援事業所さくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成23年6月30日 |
| 認知症対応型デイサービスさくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 認知症対応型通所介護 | 平成23年6月30日 |
| 認知症対応型デイサービスさくらテラス | 松阪市立田町786-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 松阪市下蛸路町409番地1 | 介護予防認知症対応型通所介護 | 平成23年6月30日 |

三重県告示第441号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|------------------------|---------------------|--------------------|------------|----------|
| 2470800554 | 在宅総合センター宮川さくら苑 ショートステイ | 伊勢市中島2丁目24-24 | 伊勢度会医療生活協同組合 | 平成23年3月31日 | 短期入所生活介護 |
| 2472000047 | 桑名市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 | 桑名市長島町松ヶ島66番地 | 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 | 平成23年3月31日 | 訪問入浴介護 |
| 2472700331 | 大台共生園指定訪問介護事業所 | 多気郡大台町千代997番地 | 社会福祉法人キングスガーデン三重 | 平成23年3月31日 | 訪問介護 |
| 2470801453 | 訪問介護なな | 伊勢市東大淀町字大淀2番地33 | 株式会社SUKMA | 平成23年4月1日 | 訪問介護 |
| 2410205708 | 通所介護事業所すこやか | 四日市市生桑町79番地の1 | 医療法人塩井産婦人科 | 平成23年4月30日 | 通所介護 |
| 2470202108 | ケア・プラザ川島 | 四日市市川島町字西広6200番地192 | 株式会社三重互助サービス | 平成23年5月31日 | 通所介護 |
| 2470202199 | ケア・プラザ桜 | 四日市市桜町75番地 | 株式会社三重互助サービス | 平成23年5月31日 | 通所介護 |
| 2470301397 | おおえのき接骨院訪問介護事業所 | 鈴鹿市住吉3丁目31番1号 | 有限会社おおえのきトータルヘルスケア | 平成23年5月31日 | 訪問介護 |
| 2470502978 | デイサービス山水 | 津市一志町其倉287番地 | 合資会社三重福祉会 | 平成23年5月31日 | 通所介護 |

| | | | | | |
|------------|-------------------|-----------------------|---------------|------------------|-------------|
| 2473100192 | みはま訪問介護ステーション | 南牟婁郡御浜町下市木 3731 番地 2 | 有限会社みはま介護センター | 平成 23 年 5 月 31 日 | 訪問介護 |
| 2452680016 | 訪問リハビリテーションさくらんぼ | 松阪市飯南町粥見 5471-18 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 訪問リハビリテーション |
| 2462690013 | 訪問看護ステーションさくらんぼ | 松阪市飯南町粥見 5471-18 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 訪問看護 |
| 2470700077 | デイサービスセンター さくら園 | 松阪市下蛸路町 409-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 通所介護 |
| 2470700077 | 特別養護老人ホーム さくら園 | 松阪市下蛸路町 409-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 短期入所生活介護 |
| 2470701612 | 小規模特別養護老人ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見字工津 1693-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 短期入所生活介護 |
| 2470701760 | 多機能ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見字工津 1705 番地 1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 通所介護 |
| 2470800570 | 海野福祉用具貸与サービスセンター | 伊勢市浦口 2 丁目 3 番 20 号 | 医療法人海野内科 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 福祉用具貸与 |

三重県告示第 442 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 | サービス種類 |
|------------|---------------------------|------------------|---------------------------|------------------|--------|
| 2470500683 | 三重県健康福祉生活協同組合津支部 | 津市乙部 2213 番地 | 三重県健康福祉生活協同組合 | 平成 22 年 3 月 31 日 | 居宅介護支援 |
| 2472200472 | 居宅介護支援センター 往還 | 三重郡朝日町柿 564 番地 | 社会福祉法人三重健寿会 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 居宅介護支援 |
| 2470200714 | 特定非営利活動法人 NPO メディケアネット四日市 | 四日市市北浜田町 7-21 | 特定非営利活動法人 NPO メディケアネット四日市 | 平成 23 年 5 月 31 日 | 居宅介護支援 |
| 2470301215 | ケアサポート こでまり | 鈴鹿市三宅町 971 番地 | 有限会社こでまり会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 居宅介護支援 |
| 2470700077 | 指定居宅介護支援事業所 さくら園 | 松阪市下蛸路町 409-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 居宅介護支援 |
| 2472600044 | 居宅介護支援事業所 さくらんぼ | 松阪市飯南町粥見 5471-18 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 居宅介護支援 |

三重県告示第 443 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 2470800554 | 在宅総合センター 宮川さくら苑 介護予防ショートステイ | 伊勢市中島 2 丁目 24-24 | 伊勢度会医療生活協同組合 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 2472000047 | 桑名市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 | 桑名市長島町松ヶ島 66 番地 | 社会福祉法人桑名市社会福祉協議会 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 介護予防訪問入浴介護 |
| 2472700331 | 大台共生園指定訪問介護事業所 | 多気郡大台町千代 997 番地 | 社会福祉法人キングスガーデン三重 | 平成 23 年 3 月 31 日 | 介護予防訪問介護 |

| | | | | | |
|------------|---------------------|------------------------|--------------------|------------------|-----------------|
| 2470801453 | 訪問介護なな | 伊勢市東大淀町字大淀 2 番地 33 | 株式会社 SUKMA | 平成 23 年 4 月 1 日 | 介護予防訪問介護 |
| 2410205708 | 通所介護事業所 すこやか | 四日市市生桑町 79 番地の 1 | 医療法人塩井産婦人科 | 平成 23 年 4 月 30 日 | 介護予防通所介護 |
| 2470202108 | ケア・プラザ川島 | 四日市市川島町字西広 6200 番地 192 | 株式会社三重互助サービス | 平成 23 年 5 月 31 日 | 介護予防通所介護 |
| 2470202199 | ケア・プラザ桜 | 四日市市桜町 75 番地 | 株式会社三重互助サービス | 平成 23 年 5 月 31 日 | 介護予防通所介護 |
| 2470301397 | おおえのき接骨院介護予防訪問介護事業所 | 鈴鹿市住吉 3 丁目 31 番 1 号 | 有限会社おおえのきトータルヘルスケア | 平成 23 年 5 月 31 日 | 介護予防訪問介護 |
| 2470502978 | デイサービス山水 | 津市一志町其倉 287 番地 | 合資会社三重福祉会 | 平成 23 年 5 月 31 日 | 介護予防通所介護 |
| 2473100192 | みはま訪問介護ステーション | 南牟婁郡御浜町下市木 3731 番地 2 | 有限会社みはま介護センター | 平成 23 年 5 月 31 日 | 介護予防訪問介護 |
| 2452680016 | 訪問リハビリテーションさくらんぼ | 松阪市飯南町粥見 5471-18 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防訪問リハビリテーション |
| 2462690013 | 訪問看護ステーションさくらんぼ | 松阪市飯南町粥見 5471-18 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防訪問看護 |
| 2470700077 | デイサービスセンター さくら園 | 松阪市下蛸路町 409-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防通所介護 |
| 2470700077 | 特別養護老人ホーム さくら園 | 松阪市下蛸路町 409-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 2470701612 | 小規模特別養護老人ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見字工津 1693-1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防短期入所生活介護 |
| 2470701760 | 多機能ホーム さくら橋 | 松阪市飯南町粥見字工津 1705 番地 1 | 社会福祉法人さくら福祉会 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防通所介護 |
| 2470800570 | 海野福祉用具貸与サービスセンター | 伊勢市浦口 2 丁目 3 番 20 号 | 医療法人海野内科 | 平成 23 年 6 月 30 日 | 介護予防福祉用具貸与 |

三重県告示第 444 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 事業所番号 | 事業者の名称 | 事業者の主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | | 障害福祉サービスの種類 | 変更新年月日 |
|------------|----------|-----------------|-----------------------------------|--|----------------|-----------------|
| | | | 変更前 | 変更後 | | |
| 2410700252 | 有限会社 こだま | 松阪市高町 277 番地 23 | ヘルパーステーション こだま 松阪市高町 277 番地 23 | ヘルパーステーション こだま 松阪市高町 277 番地 5 中昭ビル 1F | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成 23 年 6 月 1 日 |

三重県告示第 445 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条第 1 項第 2 号ロの規定により区域及び区分を次のとおり定めます。

漁業災害補償法の規定による区域及び区分（昭和 54 年三重県告示第 371 号）及び漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 13 年三重県告示第 207 号）は廃止します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 区域 | 区分 |
|---|--|
| 甫母須野区域 (熊野漁業協同組合のうち甫母須野の地区) | ① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ④ ①、②、③、さんま漁業及びその他の棒受網漁業以外の漁業 |
| 二木島区域 (熊野漁業協同組合のうち二木島の地区) | ① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型雑一本釣り漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ③ 小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業 |
| 遊木浦区域 (熊野漁業協同組合のうち遊木浦の地区) | ① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 雜魚定置漁業及び小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③、④、さんま漁業及びその他の棒受網漁業以外の漁業 |
| 新鹿浦区域 (熊野漁業協同組合のうち新鹿浦の地区) | ① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型雑一本釣り漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ④ ①、②及び③以外の漁業 |
| 磯崎区域 (熊野漁業協同組合のうち磯崎の地区) | ① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型雑一本釣り漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ③ 雜魚定置漁業及び小型定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業 |
| 木本区域 (熊野漁業協同組合のうち木本の地区) | ① 小型刺網漁業（総トン数10トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型沿岸釣りはえなわ漁業（総トン数10トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業） ③ 雜魚定置漁業 ④ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業をいう。） ⑤ ①、②、③及び④以外の漁業 |
| 甫母須野・遊木浦区域 (熊野漁業協同組合のうち甫母須野及び遊木浦の地区) | ① さんま漁業（総トン数4トン以上20トン未満の漁船により棒受網又は流し網を使用するものをいう。） ② その他の棒受網漁業（総トン数4トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用して主としてそだかつおをとることを目的とするものをいう。） |

三重県告示第446号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による届出（駐車場の自動車の出入口の位置変更等）に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成23年7月5日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パワーズ富田店

四日市市大字茂福字横座771の1ほか7筆

2 四日市市から聴取した意見

(1) 騒音の発生に係る事項

- ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音を軽減すること。
- イ 夜間騒音の予測計算結果が高い値を示しているため、搬入車両の入庫作業及び荷さばきは、早朝及び深夜に行わないよう業者を指導し、苦情等が発生しないようにすること。
- ウ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前の届出が必要となるため、あらかじめ四日市市環境保全課と協議すること。

(2) その他の事項

- ア 当該変更については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。また、この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を協議し、その解決を図ること。
- イ 店舗周辺には、四日市市立富田幼稚園、同市立富田小学校、同市立富田中学校等があり、幼児児童生徒の通学路の一部及び日常生活の行動範囲が来客車両経路及び業者車両経路と重複しているため、来客及び業者が、車両にて走行する際の安全確保を十分行うこと。
- ウ 四日市市青少年育成指導室の補導員等がパトロールに巡回する際、協力すること。

3 意見の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 23 年 7 月 5 日から同年 8 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

平成 23 年度行政書士試験を次のとおり実施する旨、財団法人行政書士試験研究センター理事長木寺久から通知がありました。

平成 23 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

1 試験日時

平成 23 年 11 月 13 日（日）午後 1 時から午後 4 時まで

2 県内の試験場所

津市一身田町 2843 高田高等学校

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46 題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とします。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 23 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14 題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成 23 年 8 月 1 日（月）から同年 9 月 2 日（金）まで

イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください。平成23年9月2日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式

エ 受験手数料

7,000円

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きしてbまで郵便で請求してください（平成23年8月26日(金)必着とします。）。

a 配布期間

平成23年8月1日(月)から同月26日(金)まで

b 宛先

〒100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店留め

財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

a 配布期間

平成23年8月1日(月)から同年9月2日(金)まで

b 配布場所

三重県総務部法務・文書室、三重県庁玄関受付案内、三重県内の各県民センター、志摩建設事務所
総務・管理・建築室及び三重県行政書士会

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

受験手数料(7,000円)の払込みは、クレジットカード(申込者本人名義のものに限ります。)による決済のみとなります。利用できるクレジットカードは、VISA、Master及びUCです。

なお、一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

平成23年8月1日(月)午前9時から同月30日(火)午後5時まで

この出願システムは、平成23年8月30日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。同日は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で試験中の特例措置(点字試験を含みます。)を希望される方は、申請の手続が必要となりますので、受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成24年1月30日(月)午前9時

(2) 方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成23年8月27日まで縦覧に供します。

平成23年7月5日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成23年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 共同受注窓口みえ

(2) 代表者の氏名

松村 浩

(3) 主たる事務所の所在地

津市桜橋2丁目131番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者支援事業所に対して事業の発展を支援することにより、経済活動の活性化を図り、障害者の生活の安定に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第5条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年7月5日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 認証年月日

平成23年7月5日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重耐震マイスター倶楽部

(2) 代表者の氏名

斎藤 弘郎

(3) 主たる事務所の所在地

津市高茶屋小森上野町2793番地の8

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「住まいは、家族の生活と命を守るものでなければならない」という使命感に基づき、広く一般ユーザーに、地震の危険性や被害についての啓蒙活動を行うとともに、新築住宅の耐震化はもとより、耐震診断や耐震改修を通して既存住宅の耐震化に取組むとともに、住宅の長期使用を可能とする目的も合わせて行い、住生活の環境保全と安全な街づくりを実現することに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室に備え置いて、平成23年8月27日まで縦覧に供します。

平成23年7月5日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成23年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 エブリー

(2) 代表者の氏名

伊藤 賢司

(3) 主たる事務所の所在地

鈴鹿市江島本町 26 番 11 号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者・心身障害者に対して、作業及び訓練の指導を行うとともに創作活動及び生活交流の場を提供して生活意欲の向上を図ることに関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・N P O 室に備え置いて、平成 23 年 8 月 24 日まで縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 23 年 6 月 24 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重県デザイン協会

(2) 代表者の氏名

伊藤 弘樹

(3) 主たる事務所の所在地

四日市市朝日町 3 番 2 号 プラザ 1986 3F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々に対し、優れたデザインの振興、啓発、普及及び交流を行うことにより、地域の活性化と心豊かな文化の形成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県生活・文化部男女共同参画・N P O 室に備え置いて、平成 23 年 8 月 16 日まで縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 5 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 23 年 6 月 16 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 木曽川文化研究会

(2) 代表者の氏名

久保田 稔

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市長島町大倉 1 番地 106

(4) 定款に記載された目的

この法人は、木曽三川流域の上下流地域住民に対して、川を介した各地域固有の生活様式を形成した地域文化や習慣への相互理解を通して、川への愛着を深めると共に、流域を山・川・海の連続体として捉え、今後あるべき川を自然環境の側面から考える場の提供に努め、地域の発展に寄与することを目的とする。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

| 指定期 年月日 | 申請者 | | 道路の位置 | 道路幅員及び延長 | | |
|---------------------|----------------------------|--------------------|----------------------|----------|-------|-------|
| | 氏名 | 住所 | | 道路番号 | 幅員(m) | 延長(m) |
| 平成 23 年 6 月 24 日 | 株式会社川崎ハウジング 代表取締役 川崎 昌美 | 津市高茶屋小森町 4000-2 | 伊勢市御薗町長屋字吉祥 357-1 | A | 4.3 | 34.8 |

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県知事 鈴木英敬

1 入札に付する事項

(1) 工事番号及び工事名

平成 23 年度情報第 1 号

三重県防災通信ネットワーク更新工事（衛星系）

(2) 工事場所

三重県内全域

(3) 工事概要

既設地域衛星通信ネットワーク第 1 世代地球局の撤去及び第 2 世代地球局の設置並びにネットワークシステム構築工事

(4) 工期

契約締結日から平成 26 年 3 月 21 日まで

(5) 使用する主要な資機材

衛星地球局アンテナ装置、送受信装置等（詳細は仕様書によります。）

(6) 予定価格

2,726,523,450 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 施工体制確認型総合評価方式試行工事

本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 3 条（基本理念）に鑑み、三重県施工体制確認型総合評価方式試行要領第 2 条第 1 項第 4 号に該当することから、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価して、同要領第 5 条第 8 項に定める品質確保のための施工体制その他の施工体制の確保について審査を行い、落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式の試行工事として執行します。

なお、本工事の施工体制確認型総合評価方式は標準型です。

(8) 契約後 V E 方式工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の工事です。ただし、契約締結後の施工方法の提案については、総合評価方式に係る提案に当たるものと除きます。

(9) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち 5(8)アの事前条件審査項目を入札前に審査し、5(8)イの参加資格事後審査項目を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

(10) 低入札価格調査対象工事

本工事は、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「会計規則」といいます。）第 72 条に規

定する低入札価格調査の対象工事です。

2 入札に関する事項

本入札は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」といいます。）の提出、競争参加資格事前条件確認通知書の発行、入札書及び工事費内訳書等の提出、開札、落札者の決定及び同通知書の発行などについて書面で行うものとし、電子入札システムによる手続は行いません。

3 競争参加資格に関する事項

(1) 入札参加に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件を全て満たしている者とします。（ただし、ア、イ及びエについては、開札の時までに満たしていれば足ります。）

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による電気通信工事の建設業者であること。

イ 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受審し、かつ、有効期限内であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

エ 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に電気通信工事で登録されている者であること。

オ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領による資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

ク 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと。

本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次に該当する者とします。

(ア) 本工事の設計業務の受託者

日本工営株式会社

(イ) 受託者と資本又は人事面において関係がある建設業者に該当する者

ア 本工事の設計業務の受託者の発行済株式総数の 50% を超える株式を保有し、又は当該受託者に対しての出資額が出資総額の 50% を超える建設業者

б 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(2) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者に関する事項

ア 単独又は共同企業体の構成員（出資比率が 20% 以上のものに限ります。以下同じ。）である元請けとして、平成 8 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事」とは、双方向通信が行える衛星通信ネットワークの設置（新設、増設）及び改築（更新、改良）工事（ただし、修繕工事を除く。）（以下「同種工事 A」といいます。）をいいます。

なお、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国等」といいます。）に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績とします（以下「同種工事 A」において同じ。）。

イ 本工事に、建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による主任技術者又は監理技術者であって、次の基準を満たすものを契約時に配置できる状況にあること。ただし、様式第 3-1 号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）提出日において配置予定技術者が他の工事に従事している場合は、併せて誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事している場合は、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとします。

（ア）単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成 8 年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本工事と同種工事の施工実績（「主任技術者又は監理技術者」若しくは「現場代理人」としての実績）を資料提出日において有すること。

「本工事と同種工事」とは、双方向通信が行える衛星通信ネットワーク又は地上波通信ネットワークの設置（新設、増設）及び改築（更新、改良）工事（ただし、修繕工事を除く。）（以下「同種工事 B」

といいます。)をいいます。

「主任技術者又は監理技術者」としての実績とは、少なくとも対象となる工事の契約日から完成日までの期間において、完成日を含む2分の1以上の連続した期間に従事した実績をいい、「現場代理人」としての実績とは、平成16年4月1日以降発注の公共工事において、その工事の主任技術者として求められていた資格を有し、かつ、全工事期間中、工事に従事した現場代理人(コリング登録者に限る。)としての実績をいいます。

なお、我が国以外における施工実績である場合は、主任技術者又は監理技術者と同等の技術者(工事施工の技術上の管理をつかさどるものとして従事した技術者)として従事した実績であれば施工実績を有しているものとみなします。

また、協定非適用国等に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種工事の施工実績とします(以下「同種工事B」において同じ。)。

- (イ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- (ウ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、本工事の申請書の受付最終日以前に3箇月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡若しくは会社分割による所属企業の変更があった場合又は緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3箇月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

(3) 総合評価方式に係る提案

入札参加者は、総合評価方式に係る全ての評価項目について提案を行うものとし、提案のない場合又は評価において参加資格がないと認められた場合は、入札に参加できません。ただし、提案が認められずに標準案(設計図書に基づく仕様をいいます。以下同じ。)での施工となった場合は入札に参加できるものとします。

なお、提案において事実と異なる記載若しくは事実と異なる発言を意図的に行うことにより評価を得ようとしたことが認められたとき又は提案内容が他の入札参加者と酷似している等適正に作成されたと認められないときは、その者の入札は無効とします。この場合、併せて不正・不誠実な行為とみなすことがあります。

4 施工体制確認型総合評価方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価方式は、標準点(設計図書に基づく仕様で、評価点を加算する前の状態)に加算点(入札参加者の要件及び提案内容に応じて付与する点数)を加え、入札価格で除した数値(以下「評価値」といいます。)の最も高い者を落札者とする方式とします。

評価値 = (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格 (入札説明書の「施工体制確認型総合評価方式の内容」参照)

ただし、三重県低入札価格調査実施要領第3条により算定した額(以下「調査基準価格」といいます。)を下回る入札(以下「低入札」といいます。)を行った入札参加者(以下「低入札者」といいます。)であって、入札時、三重県施工体制確認型総合評価方式試行要領第5条第7項に定める施工体制審査意向確認書を提出したものには、同要領第5条第8項に定める施工体制確認審査を行います。施工体制審査の結果、各審査項目に関する体制が全て構築されると認められない場合には、三重県施工体制確認審査マニュアル(以下「施工体制審査マニュアル」といいます。)6(2)により、次のとおり評価値を補正します。

評価値 = {(標準点 + 加算点) ÷ 入札価格} × {入札価格 ÷ 調査基準価格}

施工体制審査意向確認書を提出していない場合は、上記と同様の算出式により評価値を補正します。

(2) 入札の評価に関する基準

評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書の「総合評価方式評価項目一覧」によります。

(3) 評価方法及び落札者の決定方法

入札参加者の要件及び提案による評価項目を評価し、標準点及び加算点を付与し、次の条件を満たす入札を行った者で、(1)の方法で算出した評価値の最も高いものを落札者とします。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

(4) (3)において、落札者となるべき評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

(5) 提案が認められなかった評価項目については、標準案による施工を行うものとします。

(6) 落札者の提案内容(性能等)については、その履行を確保し、評価内容を担保するために契約書に提案内容を記載するとともに監督・検査により提案内容の履行の確認を行います。

- (7) 施工体制確認審査のための施工体制確認資料（以下「施工体制確認資料」といいます。）に記載された事項については、監督・検査により履行の確認を行います。
- (8) 受注者の責による提案内容（性能等）の不履行が認められた場合は再度の施工等を求めるが、再度の施工等が困難なときは、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。
- (9) 施工体制確認資料に記載された事項について、不履行が認められた場合には、工事完成日の次年度に入札の公告が行われる総合評価方式の評価において、評価点の減点を行います。
- (10) 発注者が設定している標準案の不履行が認められた場合は、再度の施工を求める。
- (11) 技術資料の受領後の差替又は追加は認めません。
- (12) 施工体制確認資料の受領後の差替又は追加は認めません。なお、発注機関の長が必要と判断した場合には、追加資料を求めることがあります。
- (13) 提出された技術資料及び付随する資料は、本工事の競争参加資格の確認等、本公告に記載する用途以外は、無断で他の資料として使用しません。
- (14) 次に該当する技術資料は加点対象としません。
- ア 提案内容が不明なもの
 - イ 著しく具体性を欠くもの
 - ウ 施工の確実性及び安全性を欠くもの
 - エ 入札説明書の「技術資料作成上の留意事項」の条件が守られていないもの

5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁5階
三重県防災危機管理部防災対策室情報グループ
電話 059-224-2157 ファクシミリ 059-224-2199
- (2) 入札説明書の配付
- 入札説明書の配付は次のとおりとします。
なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページ (<http://www.cals.pref.mie.jp/>) からもダウンロードできます。
- ア 配付期間 公告日から開札日の前日までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）
 - イ 配付場所 (1)に同じです。
 - ウ 費用 無料
- (3) 設計図面及び仕様書の閲覧等
- ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」といいます。）は、次のとおり閲覧に供します。
なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページ (<http://www.cals.pref.mie.jp/>) からもダウンロードできます。
- ア 閲覧期間 (2)アに同じです。
 - イ 閲覧場所 (1)に同じです。
- イ 設計図書等の複写を希望する者は、ア(イ)の閲覧場所まで連絡し、指示に従ってください。
- (4) 当該入札に対する質問がある場合は、次のとおり提出するものとします。なお、電話、口頭等では受けません。
- ア 技術資料に係る質問の提出
- (ア) 提出期間
公告日の翌日から平成23年7月21日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）
- (イ) 提出場所
(1)に同じです。
- (ウ) 提出方法
持参又は電送（ファクシミリ）にて受け付けますが、電送（ファクシミリ）の場合は必ず電話により着信の確認をしてください。
- イ 技術資料に係る質問に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

質問書の提出があった日の3日後から（提出期限前に提出があった場合は2日後から、また、提出期限日に提出があった場合は翌日から。ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

(ウ) 閲覧場所

三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。

ウ 設計図書等に係る質問の提出

(ア) 提出期間

公告日の翌日から平成23年8月17日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

(イ) 提出場所

(1)に同じです。

(ウ) 提出方法

持参又は電送（ファクシミリ）にて受け付けますが、電送（ファクシミリ）の場合は必ず電話により着信の確認をしてください。

エ 設計図書等に係る質問に対する回答

(ア) 回答方法

閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧期間

質問書の提出があった日の3日後から（提出期限前に提出があった場合は2日後から。ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

(ウ) 閲覧場所

三重県入札情報サービスのホームページに掲載します。

(5) 競争参加資格確認に係る申請書の提出

入札参加希望者は、アに掲げる書類を提出してください。これらの提出書類により競争参加資格の確認を行います。

なお、イの提出期間にこれらの書類を提出しない者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 提出書類

(ア) 競争参加資格確認申請書（様式第1-1号）

(イ) 「技術資料届出書（様式1）」並びに「技術資料（様式2から様式6-2まで）」及びこれに付随する添付資料

イ 提出期間

公告日から平成23年7月27日（水）までの午前9時から午後5時まで（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

ウ 提出場所

(1)に同じです。

エ 提出方法

紙媒体による持参での提出のみとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

(6) 入札書提出時における添付書類

ア 工事費内訳書

(ア) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第71条第7号の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格とします。

a 工事費内訳書を提出しないもの

b 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

c 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

(注) 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては、一括値引きとみなします。

- d 記載すべき項目が欠けているもの
 - e その他不備があるもの
- (イ) 工事費内訳書は、数量、単価、金額等を記載してください。
- (ウ) 工事費内訳書は返却しません。
- また、工事費内訳書の内容については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。
- (エ) 工事費内訳書の差替又は再提出は認めません。
- イ 三重県低入札価格調査マニュアル重点調査様式 1
- 入札する額に 100 分の 105 を乗じて得た額が予定価格の 10 分の 7.5 以下である場合には、三重県低入札価格調査実施要領第 6 条第 3 項に規定する「重点調査様式 1」（総合評価方式において施工体制確認資料を提出する場合にあっては、「施工体制重点調査様式 1」）を提出してください。
- ウ 同種工事の施工実績（様式第 2-1 号）
- 3(2)アの同種工事 A の施工実績を記載してください。
- なお、記載した工事に係るコリングカルテの写し等を提出してください。
- エ 配置予定の主任技術者等の資格・施工実績（様式第 3-1 号）
- (ア) 3(2)イの配置予定技術者の資格及び同種工事 B の施工実績を記載してください。
- なお、記載した工事に係るコリングカルテの写し等を提出してください。
- (イ) 配置予定技術者は、複数の技術者を記載することができます。ただし、様式第 3-1 号記載の配置予定技術者の追加又は差替は認めません。
- (ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出している者は、直ちに資格喪失届を提出してください。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合は、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。
- (エ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付してください。
- (オ) 配置する主任技術者又は監理技術者が専任を要する場合は、当該技術者が本件の申請書の受付最終日以前に 3箇月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類（監理技術者資格者証の写し、事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写し又は監理技術者資格者証を保有せず後期高齢者医療制度の適用を受けている者に限っては技術者雇用確認書等）を添付してください。
- オ 施工体制審査意向確認書
- 開札時において低入札となったとき、施工体制確認審査を受ける意思のある入札参加者は、三重県施工体制確認型総合評価方式試行要領第 5 条第 7 項に定める施工体制審査意向確認書（様式第 4）を提出してください。
- カ 納税確認書等
- 次の(ア)又は(イ)に掲げる納税確認書等（発行日から起算して 6 箇月以内のものに限る。）（写しも可）を提出してください。
- (ア) 県内に本店を有する事業者
- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（無料）
 - b 所管税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 未納税額のないこと用）（有料）
- (イ) 県外に本店を有する事業者
- a 所管県税事務所が発行する全ての県税の納税確認書（県内に営業所等を有する場合のみ）（無料）
 - b 所管税務署が発行する本店分に係る消費税及び地方消費税の納税証明書（その 3 未納税額のないこと用）（有料）
- なお、この提出がなされないとき又は入札等参加時に県税若しくは消費税及び地方消費税に未納があることが確実なときは、入札等参加時において入札等の参加資格がなかったものとして当該事業者の入札は無効とします。
- (7) 入札書提出時における添付書類の提出方法
- ア 提出期間
- (ア) 持参による提出の場合は、5(15)アの持参による入札書受付期間と同様とします。
- (イ) 郵送による提出の場合は、5(15)イの郵送による入札書受領期限と同様とします。
- イ 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁5階
三重県防災危機管理部危機管理総務室企画経営グループ
電話 059-224-2181

ウ 提出方法

紙媒体による持参又は郵送（書留郵便に限ります。）での提出のみとし、電送（ファクシミリ）によるものは受け付けません。

なお、公告日、案件名及び業者名を明記した封筒を厳封し、割印した上で提出してください。

(8) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については、入札前の事前条件審査及び開札後の参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ただし、参加資格事後審査については、落札候補者のみ実施することとします。

なお、くじになった場合にあっては、くじの当選者を落札候補者とします。

ア 事前条件審査項目

3(1)及び3(3)に係る事項

なお、3(1)ア、イ及びエについては、開札の時までに満たしていれば足ります。

イ 参加資格事後審査項目

競争参加資格に関する全ての項目

(9) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は、次に記載する日までに通知します。

ただし、参加資格事後審査結果については、落札候補者の参加資格がないと認めた場合のみ通知します。

ア 事前条件審査結果

平成23年8月9日（火）

イ 参加資格事後審査結果

平成23年8月31日（水）

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が、落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなつた場合は、競争参加資格を取り消します。

(10) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却しません。

ウ 参加資格事後審査項目に係る提出書類について、参加資格事後審査時にその内容確認ができない場合は、

追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認が取れ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出等を必要と認めた場合は、上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡がとれない等で別の連絡先への連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものに入札時に添付しなければなりません。

(11) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法

説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式は任意とします。）は持参するものとします。

イ 提出期間

競争参加資格がないと認められた場合の通知日の翌日から起算して2日以内で、午前9時から午後5時までとします（ただし、三重県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）。

ウ 提出場所

(1)に同じです。

エ 回答方法

説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の日の翌日から起算して5日以内に書面により

回答します。

(12) 技術資料のヒアリング

ア 提出された技術資料に対するヒアリングを行います。ヒアリングは平成23年8月22日(月)の開催を予定していますが、詳細については別途通知を確認してください。

イ ヒアリングは原則として配置予定の主任技術者(監理技術者)に対して行います。

(13) 提案に関する採否の通知

提案に関する採否の通知については、競争参加資格事前条件確認通知と同時に書面により通知します。

なお、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づく入札を行うものとします。

また、提案が適正と認められない項目を標準案に基づいて施工する場合は、当該標準案に基づく入札を行うものとします。

(14) 入札方法

入札に当たっては、次に示すほか、別に配付する入札心得によります。

ア 入札書は紙により持参又は郵送(書留郵便に限ります。)にて提出してください。

イ 入札書の撤回、差替又は再提出は認めません。

(15) 入札書提出の日時及び場所

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書受付期間

平成23年8月22日(月) 午前9時から午後5時まで

平成23年8月23日(火) 午前8時30分から午前10時30分まで

(イ) 入札書提出場所 (7)イに同じです。

(ウ) その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書(写しも可)を提示してください。

イ 郵送による入札の場合(書留郵便に限ります。)

(ア) 入札書受領期限 平成23年8月23日(火)午前10時30分に(ウ)で指定する郵便局において局留めで届いた入札書を回収するので、それに間に合うように郵送してください。

(イ) 入札書提出場所 入札書受領期限までに、(ウ)で指定する郵便局へ送付してください。

(ウ) 指定する郵便局 三重県庁内郵便局

(エ) 封筒に記載する項目

郵便番号 514-8570

住所 三重県津市広明町13番地(三重県庁5階)

宛先 「三重県庁内郵便局留め」

受取人 「三重県防災危機管理部危機管理総務室企画経営グループ」

案件名 1(1)の「工事番号及び工事名」

提出書類名 「入札書在中」

(オ) その他 本工事に係る競争参加資格事前条件確認通知書(写し可)を提出すること。

(16) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

平成23年8月23日(火)午前11時

イ 開札場所

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県吉田山会館3階第303会議室

(17) 施工体制確認審査

開札時に、低入札がある場合は、入札を保留し、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者に対して施工体制確認審査を行います。

ア 低入札者への連絡

予定した開札日の午後5時までに、当該入札を保留したことを三重県入札情報サービスにより公開し、施工体制審査意向確認書を提出している低入札者へは、施工体制審査マニュアルで定めた施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を行います。

イ 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出を求める旨の連絡を受けた低入札者は、開札日の翌日の午後5時までに、施工体制確認資料を紙媒体により提出してください。

ウ 基礎要件の審査

施工体制審査マニュアル別紙3「施工体制確認に係る審査基礎要件」(以下「審査基礎要件」といいます。)の(3)又は(4)のいずれかに該当する場合は、施工体制が確保されると認められないため、確認審査及びヒアリングは実施しません。この場合、ヒアリングの案内通知に代えて書面により通知します。なお、評価値は4(1)ただし書と同様の算出式により補正します。

エ 施工体制確認のためのヒアリング

提出された施工体制確認資料を基にヒアリングを行います。ヒアリングの実施日等については、後日通知します。ヒアリングの出席者は、当該工事に配置を予定している主任技術者、監理技術者等を含め3名以内とします。

オ 施工体制確認資料を提出しない等、施工体制審査マニュアルに基づく審査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規則第75条第2項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができます。

(ア) 下記のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

a 会計規則第75条第4項第1号による履行保証保険契約に係る保険証券の提出がされたとき。

b 三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「執行規則」といいます。）第7条第1項第1号による工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出され、この提出により保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

a 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。

b 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等がなされ、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限ります。）。

c 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 開札

ア 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができます。

イ 立ち会いを希望する参加者がいないときは、当該入札事務に關係のない職員を立ち会わせるものとします。

ウ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合の開札手続については、当該マニュアルに基づくものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、3の競争参加資格に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

(4) 落札者の決定

ア 4(3)及び(4)の方法で決定するものとします。ただし、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者たち、評価値が最も高い者を落札者とします。

イ 落札者を決定したときは、落札者に通知します。なお、三重県入札情報サービスのホームページにおい

ても公表します。

ウ 調査基準価格を下回った入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後に落札者を決定するものとします。

なお、この場合、落札候補者は、三重県低入札価格調査マニュアルに基づく調査資料（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を指定された日時までに提出しなければなりません。

低入札価格調査資料を提出しない等、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

エ 三重県建設工事等談合対応マニュアルに該当する場合は、原則として落札決定を保留します。

また、発注者が必要と判断した場合は、落札決定を保留することがあります。

(5) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合にあっては、前払金を支払う限度額は契約金額の 10 分の 4 の額とし、支払時期については、契約時に 10 分の 1 の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払るものとします。

また、落札者との協議の上、落札者の作成した工事費内訳書により出来高認定が必要と合意した場合は、工事費内訳書を当該契約書に添付するものとします。

ア 調査基準価格に満たない額で契約するとき。

イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受け、かつ、請負契約書第 40 条の債務負担行為に係る契約の前金払の特例が、会社更生法又は民事再生法の適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払金を支払う限度額は翌会計年度の契約金額の 10 分の 4 の額とし、当該会計年度の出来高予定金額を超えたときに 10 分の 1 の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払るものとします。

(6) 担当技術者の追加配置

ア 調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者のほかに、低入札価格調査資料提出時（ただし、施工体制確認資料を提出する場合は、「低入札価格調査資料提出時」を「施工体制確認資料提出時」に読み替えるものとします。）に専任の担当技術者（以下「専任の担当技術者」といいます。）1 名を追加して定め、契約時に専任で配置しなければなりません。

ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとします。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たしていることとします。

（ア）低入札価格調査資料提出時において三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。

（イ）低入札価格調査資料提出時において 3(2)イに定める競争参加資格要件のうち、主任技術者等に係る資格及び施工実績を有していること。

（ウ）低入札価格調査資料提出時において直接的かつ 3箇月以上の恒常的な雇用関係を有すること。

（エ）契約時に配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時において他の工事に従事している場合は、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

なお、他の工事に従事している場合とは、その工事の契約工期末日又は完成検査の合格日のいずれか早い日を経過していないことをいうものとする。

また、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査資料提出時に誓約書を提出すること。

イ 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとします。

ウ 低入札価格調査資料提出時以後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱と同様とします。

(7) 技術者の配置

調査基準価格に満たない額で契約するときは、本工事に配置する主任技術者又は監理技術者と現場代理人との兼務はできません。

(8) 重点監督

調査基準価格に満たない額で契約するときは、三重県建設工事監督要領に基づく重点監督を適用します。

(9) 落札の失効

落札者が決定された日から 30 日以内に仮契約書を提出しないときは、会計規則第 77 条の規定により、そ

の落札者は契約締結の権利を失います。

(10) 契約の締結

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年三重県条例第9号）に基づく三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は、施工能力等（施工計画、資金計画等を含む。）を判断し、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けた場合は、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことがあり、仮契約の締結後であれば仮契約を解除することができます。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合は、落札決定を保留し又は仮契約若しくは本契約の締結を保留します。

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

イ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けたとき。

ウ 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けたとき。

(11) 契約後VE方式工事

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要と認められるときは請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(12) 支払条件

ア 前払の割合

契約金額の10分の4以内の額とします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払については、契約時に10分の1の額を支払い、その後は出来高に応じて分割払するものとします。

イ 部分払の割合及び回数

部分払の割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。

ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合は、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額の1億円を超える金額が1億円を増すごとに1回を加えた回数以内

(13) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(14) 工事実態調査

三重県低入札価格調査マニュアルに規定する「重点調査」又は「重点調査（施工体制確認資料提出なし）」を経て契約した場合は、工事実態調査に協力しなければなりません。

なお、工事実態調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行うことがあります。

(15) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(16) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年三重県告示第230号）」に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務室（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(17) 火災保険付保険の要否

要

(18) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(19) 契約書作成の要否

要

(20) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(21) 入札時に様式第3-1号（配置予定の主任技術者等の資格・施工実績）を提出している場合において、落札者は、当該様式に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行なうことがあります。

(22) 落札者は、3(2)イの基準を満たし、かつ、技術資料により届け出た技術者を契約時に配置しなければなりません。

なお、契約時に配置できない場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行なうことがあります。

(23) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を行なうことがあります。

(24) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

(25) 本公告に関する問い合わせ先

5(1)に同じです。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

The Renewal and Construction of the Mie Prefectural Disaster Prevention Satellite Communication Network System.

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :
5:00 P.M. Wednesday, July 27, 2011

(3) The date and time for the submission of tenders :

Tenders submitted by hand must be received Monday, August 22, 2011 from 9:00 A.M. to 5:00 P.M. and Tuesday, August 23, 2011 from 8:30 A.M. to 10:30 A.M.

Tenders submitted by mail must be received by Tuesday, August 23, 2011 no later than 10:30 A.M.

(4) Contact point where tender documents are available :

Disaster Prevention Office, Department of Disaster Prevention and Crisis Management, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570 Japan

Tel. 059-224-2157

(5) Official in charge of disbursement of the procuring entity :

Disaster Prevention Office, Department of Disaster Prevention and Crisis Management, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture 514-8570 Japan

Tel. 059-224-2157

(6) Applications must be made in Japanese.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成23年7月5日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

1 入札に付する事項

(1) 貸貸借物品及び数量

平成23年度学校情報「くものす」ネットワーク用1人1台パソコン等の貸貸借

(2) 貸貸借物品の特質等

貸貸借物品の性能等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

契約締結日から平成30年1月31日（火）

(4) 納入場所

三重県内各県立学校及び三重県総合教育センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成23年8月9日（火）10時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4) 納入しようとする物品が入札説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式1）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局 教育総務室 情報・危機管理グループ 担当 加藤、福井

電話 059-224-3301 FAX 059-224-2319

- (2) 契約条項を示す場所
(1)に同じ
- (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援室企画支援グループ システム担当
電話 059-224-2785／2787 FAX 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成 23 年 8 月 9 日（火）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成 23 年 8 月 12 日（金）までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成 23 年 8 月 19 日（金）14 時まで
イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きのうえ、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時 平成 23 年 8 月 19 日（金）14 時まで
なお、三重県庁内郵便局へは平成 23 年 8 月 12 日（金）から同月 19 日（金）14 時までの間に到着するように投函してください。
- 送付先
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
宛 先 三重県庁内郵便局留め
受取人 三重県教育委員会事務局 教育総務室 情報・危機管理グループ
案件名 平成 23 年度学校情報「くものす」ネットワーク用 1 人 1 台パソコン等
- (7) 開札の日時及び場所
日時 平成 23 年 8 月 19 日（金）15 時
場所 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局 教育総務室
- (8) 入札方法等に関する事項
ア 入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- ウ 契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
- また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- エ 落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 11 年三重県告示第 230 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務室（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行なうことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行なうことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Information Communication Personal Computers etc. for “Kumo-no-su” network system: 1 unit.
(including installation, wiring, adjustments, etc.).

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 14:00 on Friday, August, 19, 2011.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August, 12, 2011 and 14:00 on Friday, August, 19, 2011.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 15:00 on Friday, August, 19, 2011.

(4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education

13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570 Japan.

TEL 059-224-3301. FAX 059-224-2319.

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 23 年 7 月 5 日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

平成 23 年度学校情報「くものす」ネットワーク用グループウェア等の購入

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

機器納入期限：平成 23 年 12 月 22 日（木）

ドキュメント類納入期限：平成 24 年 1 月 31 日（火）

(4) 納入場所

三重県津市大谷町 12 番地 三重県総合教育センター等（詳細は仕様書のとおり）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を平成 23 年 8 月 9 日（火）10 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 3 条第 1 項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4) 納入しようとする物品が入札説明書（仕様書）に示す仕様に適合することを証明する書類（「機能及び定価証明書」）（様式 1）

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 教育総務室 情報・危機管理グループ 担当 加藤、福井

電話 059-224-3301 FAX 059-224-2319

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じ

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援室企画支援グループ システム担当

電話 059-224-2785／2787 FAX 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 23 年 8 月 9 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 23 年 8 月 12 日（金）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 23 年 8 月 19 日（金）14 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きのうえ、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 23 年 8 月 19 日（金）14 時まで

なお、三重県庁内郵便局へは平成 23 年 8 月 12 日（金）から同月 19 日（金）14 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局 教育総務室 情報・危機管理グループ

案件名 平成 23 年度学校情報「くものす」ネットワーク用グループウェア等の購入

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 23 年 8 月 19 日（金）15 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 教育総務室

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年三重県告示第230号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務室（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Information Communication machines for “Kumo-no-su” network system: 1 unit.
(including installation, wiring, adjustments, etc.).

(2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 14:00 on Friday, August, 19, 2011.
(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August, 12, 2011 and 14:00 on Friday, August, 19, 2011.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 15:00 on Friday, August, 19, 2011.

(4) Managing Authority :

Education General Affairs Division, Mie Prefectural Board of Education
13 Komei-cho, Tsu City, Mie, 514-8570 Japan.
TEL 059-224-3301. FAX 059-224-2319.

発行 三 重 県

三重県津市広明町13番地

三重県総務部法務・文書室

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
